平成２４年（フ）第５９号
長野県諏訪市大字四賀1767番地２　メゾンひまわりＢ202
債務者　阿部　聡美（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５１号
長野県飯田市東中央通3233番地14
債務者　深田　　泉
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第６７号
三重県名張市桔梗が丘５番町１街区11番地
債務者　稲森　政宏
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１３０号
滋賀県彦根市馬場２丁目６番33号ギャラリーコート彦根606号
債務者　河合　順司
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３７７号
兵庫県姫路市庄田27番地４
債務者　篠塚　美香
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９９号
兵庫県高砂市荒井町小松原３丁目15番17号
債務者　高澤　茂之
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３８号
奈良市神殿町327番地の２　ジュネス神殿105号
債務者　元気屋らーめんこと　森　　賢二
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２４５号
奈良市疋田町５丁目240番地の５
債務者　豊田　哲二
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２４６号
奈良市疋田町５丁目240番地の５
債務者　豊田　文子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０８号
鳥取県米子市祇園町２丁目114番地１
債務者　前田　澄子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７３４号
広島県東広島市八本松飯田２丁目17番３―302号
債務者　山野　和行
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５７号
広島市東区牛田旭２丁目２番23―301号
債務者　富永　愛子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
山口県下関市秋根新町７番11―404号
債務者　レストランアラジンこと　徳永　建造
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
山口県下関市秋根新町７番11―404号
債務者　徳永ヒロ子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
愛媛県松山市東方町1786番地２
債務者　大西　千広
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
愛媛県新居浜市一宮町１丁目４番15号、前住所愛媛県新居浜市滝の宮町１番26号
債務者　高砂　　真
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１０２号
愛媛県西条市氷見乙1079番地１　ヴィラエスペランサＢ棟102号、前住所愛媛県西条市三津屋東１番１　三村ビル202号
債務者　野口　文雄（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１０５号
愛媛県四国中央市金生町下分215番地１　丸井ビル302号、前住所香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地11棟104号
債務者　片桐　鈴代
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所西条支部